

参考

三芳町立学校設置条例 新旧対照表

改正後	現行
(名称及び位置) 第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小学校 ア 三芳町立三芳小学校 入間郡三芳町大字北永井3 4 3 番地 イ 三芳町立唐沢小学校 入間郡三芳町大字藤久保4 1 0 番地 2 ウ 三芳町立藤久保小学校 入間郡三芳町大字藤久保7 2 3 3 番地 エ 三芳町立竹間沢小学校 入間郡三芳町大字竹間沢5 5 0 番 地 1	(名称及び位置) 第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小学校 ア 三芳町立三芳小学校 入間郡三芳町大字北永井3 4 3 番地 イ 三芳町立上富小学校 入間郡三芳町大字上富1 2 6 7 番地 4 ウ 三芳町立唐沢小学校 入間郡三芳町大字藤久保4 1 0 番地 2 エ 三芳町立藤久保小学校 入間郡三芳町大字藤久保7 2 3 3 番地 オ 三芳町立竹間沢小学校 入間郡三芳町大字竹間沢5 5 0 番 地 1